

呉竹医療専門学校 GPA 制度に関する取扱要綱

平成 31 年 4 月 1 日
校長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、呉竹医療専門学校（以下「本校」という。）における GPA (Grade Point Average) 制度に関し必要な事項を定めることにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(評価及び GP)

第 2 条 学則第 15 条第 2 項の成績の評価（以下「評価」という。）に与えられる GP (Grade Point) は、次表のとおりとする。

成績評価	点数	GP
A	100～90 点	4.0
B	89～70 点	3.0
C	69～60 点	2.0
D	60 点未満	0.0

(GPA の算出方法)

第 3 条 本校で取り扱う GPA は、当該年度（4 月から 3 月）の学修の状況及び成果を示す指標として算出する GPA（以下「年間 GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「累積 GPA」という。）の 2 種類とする。

2 GPA の計算式は、次に定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

(1) 年間 GPA の計算式

GPA の計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{(当該期間に評価を受けた科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{当該期間に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(2) 累積 GPA の計算式

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(GPA 対象科目)

第 4 条 GPA 対象授業科目は、4 段階評価又は素点によって成績認定される科目であって、卒業要件に算入できる科目とする。

2 GPA の算定にあたっては、GPA 対象科目のうちから、各学科において GPA 利用の目的に照らし、適切な方法をもって選択し、または除外することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の科目については、年間 GPA 及び累積 GPA の対象科目から除くものとする。

(1) 呉竹医療専門学校学則第 11 条及び第 12 条の規定により、本校において修得したものとみなした科目

(2) 所定の期日までに学生から履修取消の申し出があり、履修取消を許可した選択科目

(成績証明書への記載)

第 5 条 年間 GPA 及び累積 GPA は、原則として成績証明書に記載しない。

(成績評価の厳格化)

第6条 各科に設置された教務会は「成績評価ガイドライン」に基づき各科目の適正な評価の推進に努める。

(改正)

第7条 この要綱の改正は、教務会の議を経て校長が行う。

附 則

この要綱は、平成31年4月20日から施行する。